

しゅうがくし えん きん しん せい  
**就学支援金の申請について**

か ぜ い しょうめい しょうとう しん せい かた  
**(課税証明書等により申請する方) 通信制**

**有关就学援助金的申请**

**(以课税证明作为依据提交申请者) 函授制高中**

## ◆ ていしゅつ しよるい 提出する書類

◇ 次の書類を、配付した封筒に入れて提出してください。

- 1 就学支援金確認票
- 2 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（様式第1号・その2）
- 3 令和元（平成31）年度の課税証明書等（次のア～エに掲げるいずれかの書類）  
保護者2名（父母）が都道府県民税所得割と市町村民税所得割を課税されている場合は、  
父母それぞれの書類が必要です。

なお、配偶者控除が確認できる場合は、配偶者の方の課税証明書等は必要ありません。

ただし、この場合でも、都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額が「50万2,000円」以上の場合は、配偶者の方の課税証明書等（ア～ウ）のいずれかの書類が必要です。

- ア 令和元（平成31）年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー
- イ 令和元（平成31）年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー
- ウ 令和元（平成31）年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書の原本又はコピー
- エ 生活保護受給証明書の原本（平成31年1月1日時点で生活保護を受給していることとが確認できるもの）

- 4 県立通信制高校就学支援金交付申請書
- 5 高等学校等就学支援金振込口座申出書
- 6 振込口座の通帳（またはキャッシュカード）のコピー
- 7 【平成26年4月1日以降に高校に入学後、退学し、再入学された方のみ】高等学校等就学支援金受給資格消滅通知

※ 「個人番号カード等のコピー貼付台紙」と「保護者の顔写真付き身分証明書のコピー」を提出する必要はありません。

## ◆ ていしゅつ きげん 提出期限

れいわ ねん がつ 日にち  
令和2年 月 日

## ◆ 须提交的资料文件

◇ 请将以下的资料装进发给你的信封内提交。

- 1 就学支援金確認票（就学援助金确认单）
- 2 享受高中就学援助金资格认定申请书（第1号样式・第2部分）
- 3 2019年度课税证明书等（下列ア～エ所示资料之一）

2名家长（父母双方）均缴纳都道府县民税所得割和市町村民税所得割的情况下，需提交父母双方的资料。

另外，如果可能确认一方家长享有配偶者减税，其配偶者的课税证明则不需提交。

但即使如此，如果都道府县民税所得割和市町村民税所得割的总和超过「50万2,000日元」，则也需要提交配偶者的课税证明（ア～ウ）中的任何一个资料。

ア 2019年度《市町村民税・県民税特別徴収税額通知書》复印件

イ 2019年度《市町村民税・県民税税額決定・納税通知書》复印件

ウ 2019年度《市町村民税・県民税課税(非課税)証明書》原件或复印件

エ 《生活保護受給証明書》原件（可以证明2019年1月1日为准，在接受生活保护）

4 県立通信制高校就学支援金交付申請書（县立函授制高中就学援助金交付申请书）

5 高等学校等就学支援金振込口座申出書（高中就学援助金转账用银行账号申报书）

6 转账用银行账本或银行卡复印件

7 【只限2014年4月1日以后升入高中后曾退学，再次考入高中者】需要《高等学校等就学支援金受給資格消滅通知》（高中就学援助金享有资格吊销通知）

※ 无需提交《个人编号卡等复印件的张贴台纸》和《家长带有照片的身份证明复印件》。

## ◆ 提交期限

2020年 月 日

## ◆ 就学支援金確認票の記載について

- ◇ 確認事項2の「 その他 ( )」に、「課税証明書等●名分」と記載してください。

**確認事項2**

提出書類をご確認ください。

**【提出書類(申請しない場合)】**

就学支援金確認票 (本用紙)  
記入はここまでです。  
確認事項3以降は、記入不要です。

**【提出書類(申請する場合)】**

- 就学支援金確認票 (本用紙)
- 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書
- 個人番号カード等のコピー貼付台紙
- 保護者の顔写真付き身分証明書のコピー  
※ 生徒本人が提出書類一式を直接提出する場合、身分証明書のコピーは不要です。
- 県立通信制高校就学支援金交付申請書
- 高等学校等就学支援金振込口座申出書
- 振込口座の通帳 (またはキャッシュカード) のコピー
- 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本
- 【平成26年4月1日以降に高校に入学後、退学し、再入学された方のみ】高等学校等就学支援金受給資格消滅通知
- その他 ( **課税証明書等2名分** )

## ◆ 今後の手続き

- ◇ 就学支援金の対象となった方 (受給資格が認定された方) もならなかった方 (受給資格が不認定となった方) も、下記の図にある、毎年7月の手続きが必要 (2回目～5回目) になります。
- ◇ 毎年7月に課税証明書等をご用意いただき、別途お知らせする提出期限までに、学校に申請をしていただく必要があります。
- ◇ 提出期限までに提出がなかった場合は、就学支援金の対象であっても、受給することができない場合があります。

## ◆ 有关《就学支援金確認票》的填写

- ◇ 请在确认事项2的「 その他（ ）」内填写“**●名家长的课税证明书等**”。

**確認事項2**

提出書類をご確認ください。

**【提出書類(申請しない場合)】**  
 就学支援金確認票（本用紙）  
記入はここまでです。  
確認事項3以降は、記入不要です。

**【提出書類(申請する場合)】**

- 就学支援金確認票（本用紙）
- 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書
- 個人番号カード等のコピー貼付台紙
- 保護者の顔写真付き身分証明書のコピー  
※ 生徒本人が提出書類一式を直接提出する場合、身分証明書のコピーは不要です。
- 県立通信制高校就学支援金交付申請書
- 高等学校等就学支援金振込口座申出書
- 振込口座の通帳（またはキャッシュカード）のコピー
- 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本
- 【平成26年4月1日以降に高校に入学後、退学し、再入学された方のみ】高等学校等就学支援金受給資格消滅通知
- その他（ **課税証明書等2名分** ）

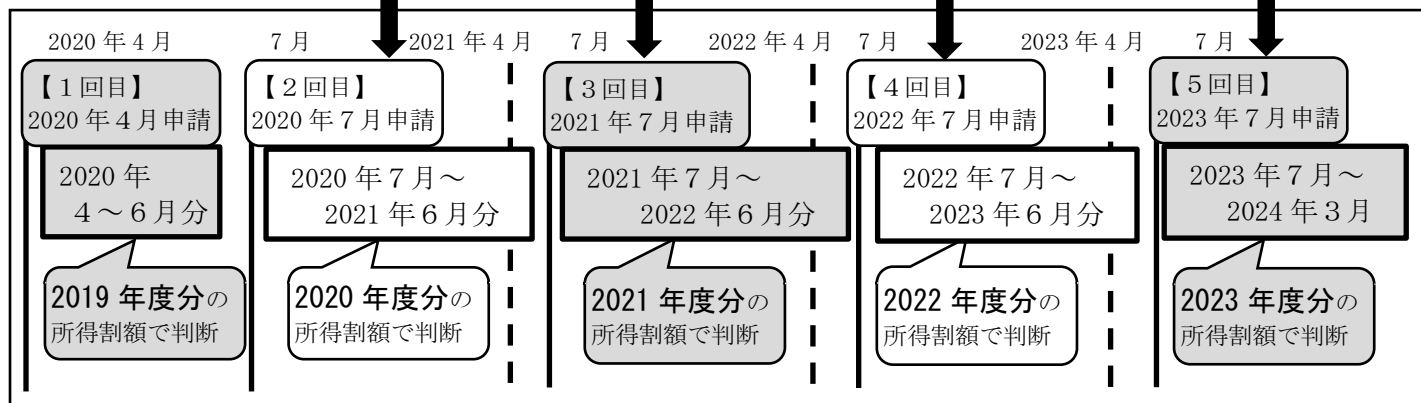
## ◆ 今后的手续

- ◇ 经审查后无论是被认定可以接受就学援助金还是不可接受就学援助金的同学，都须按照下图所示，于每年的7月办理必要的手续（第2次～第5次）。
- ◇ 每年的7月请准备好课税证明，在另行通知的提交期限之内，请务必向所在学校提出申请。
- ◇ 如果在提交期限内未能提交，即使符合援助金条件，也无法享受应有的补助。

さんこう こじんばんごう **【参考：個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出すると・・・】** しよるい ていしゅつ

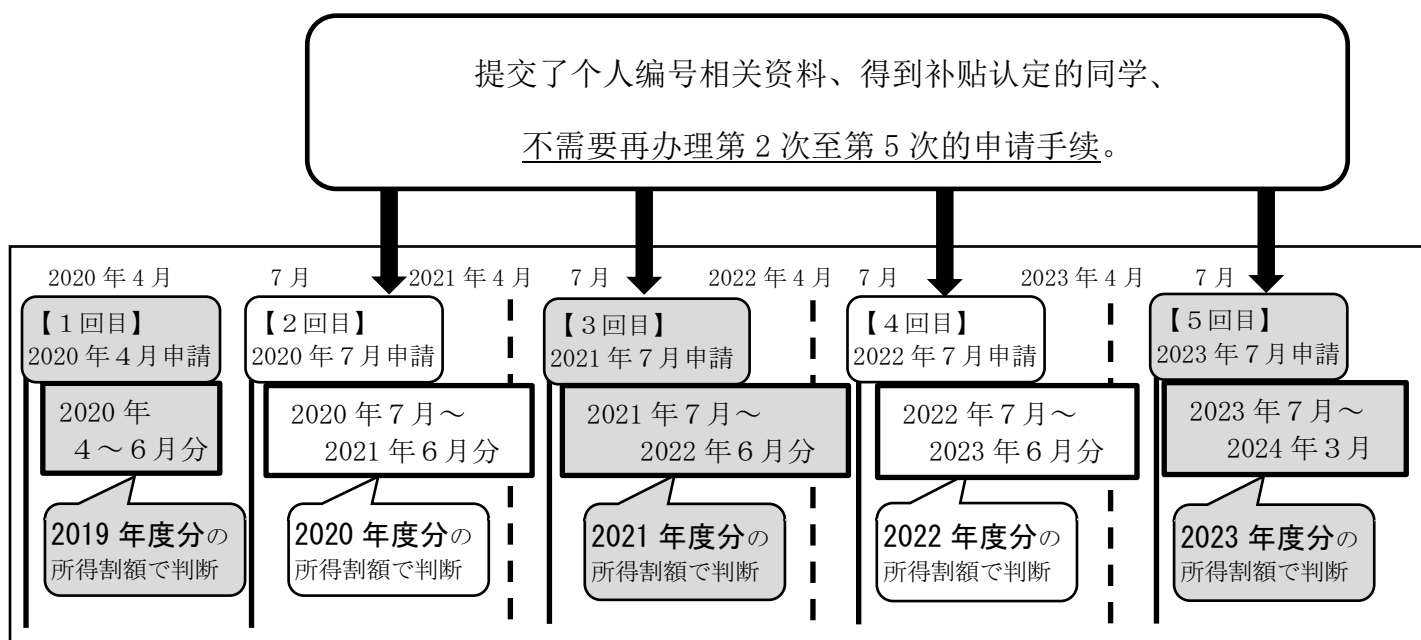
- 就学支援金の対象となった方（受給資格が認定された方）は、ご家庭の事情が変わらない限り、毎年7月の手続きが不要（2回目～5回目）となります。
- 県教育委員会が個人番号（マイナンバー）を使って所得割額の確認を行い、対象であるかどうかを審査するので、手続きの手間、手続き忘れがなくなります。
- 就学支援金の対象とならなかった方（受給資格が不認定となった方）は、ご家庭の事情が変わらない限り、次の手続きは申請書の提出のみとなります。
- 県教育委員会が個人番号（マイナンバー）を使って所得割額の確認を行い、対象であるかどうかを審査するので、課税証明書等をご用意いただく必要がなくなります。

個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出している方で、  
受給資格の認定を受けた方は、2回目から5回目までの申請は必要がなくなります。



【供参考：提交了可以确认个人编号资料者・・・】

- 成为了就学援助金补贴对象的同学（补贴对象得到认定），只要其家庭状况未发生变化，以往每年7月的手续（第2～5次）可以省略。
- 县教育局委员会通过个人编号对所得税进行确认，可以简化手续，而且可以防止忘记办理手续。
- 没能成为就学援助金补贴对象的同学（补贴对象没能得到认定）只要家庭状况未发生变化，下次手续时只需要提交申请书即可。
- 县教育局委员会通过个人编号可以对每为家长的所得税额进行确认以便审查是否符合补助条件，因此不需另外准备课税证明书等资料。



咨询： 神奈川県立 高等学校 办公室 电话

享受高中等就学援助金の资格认定申請書の填写提示样本

様式第1号（その2）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係）

只需填写粗线框里的内容

2020年 4月 1日

请一律填写  
4月1日

神奈川県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

高中等就学援助金

对以下事项进行确认后，  
在 □ 里划 ✓ 表示已经理解并认同。

受給資格認定申請書（初回時）  
高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

享受高中等就学援助金の资格认定申請書（初次申請）  
本人申請享受高中等就学援助金（以下简称“就学援助金”）资格认定

収入状況届出書（2回目以降）  
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。  
(上の2つの□のうち、いざねに1つにチェックしてください。)

对以下内容确认后，请务必  
在两项前面的□里划 ✓  
表示已经理解并认同。

此申请表或申报表中所记内容全部属实。  
 如果在此申请表或申报表中填写虚假内容，以此骗取就学援助金，一旦发觉则除退还非法获取的援助金外，还将被处以三年以下服役或100万日元以下罚款。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

填写学生本人的姓名  
及发音（请用平假名标出）  
・由学生亲自签名。  
・也可由家长代为填写。

ふりがな	ほんごう	こたろう
生徒の氏名	姓 番号	名 子太郎

填写学生的出生年月日

生徒の生年月日	昭和・平成 16 年 8 月 15 日
---------	---------------------

填写学生的住址

生徒の住所	〒231-0021 神奈川県 横浜 中区日本大通り1000
-------	----------------------------------

请填写白天可以联系到的  
家长电话。

保護者等の連絡先	父090-0000-0000 母080-0000-0000
生徒が在学する学校の名称	神奈川県立○○○○○学校

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※ 有以下情况的同学不能申请享受就学援助金の资格认定  
・高中已经毕业或肄业（学习期间在三年以下者除外）。  
・高中在校期（如果是分部制或函授制高中，按在校期的四分之三计算）总计超过36个月。（但就学援助金被停发期间除外）

填写本次入学学校和学制的名称  
高等学校（全日制）  
高等学校（定時制）  
高等学校（通信制）  
中等教育学校（後期課程）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 神奈川県立 ○○学校	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 ①高等学校 (○○制)
--------------------	-------------------	--	----------------------------

过去曾经在其他高中就  
读者，请填写此栏

②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
----------------------	-----	---	-------------

背面也需填写



【2. 保護者等の収入の状況について】

【2. 有关家长的收入状况】

对以下事项进行确认后，在□里划√表示已经理解并认同。

(1) 就学援助金の支付日期类别

<input checked="" type="checkbox"/>	4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/>	7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
-------------------------------------	-----------------------	--------------------------	-------------------------

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

截至4月1日家长等监护人的状况及附上课税证明等资料如下

(2)-1 附上有关家长的以下课税证明资料

①	<input checked="" type="checkbox"/>	家长（父母双方）两名	<ul style="list-style-type: none"> <li>父母双方分别缴纳有“道府县民税所得割或市町村民税所得割”</li> <li>（在日本国内）即使两地分居，也需要提交父母双方的课税证明。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/>	家长一名	<ul style="list-style-type: none"> <li>（注）<small>注）</small> 一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までを記入してください。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/>	家长之一属于被扶养配偶者，虽然被征收“道府县民税所得割或市町村民税所得割”，但其收入金额明显不影响规定的所得限制条件者。	
	<input type="checkbox"/>	家长之一由于在课税日期不在日本国内居住而未被征收市町村民税者	
	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>由于离婚或配偶死亡而只有单亲的情况</li> <li>虽然拥有家长（或监护人），但由于家庭内暴力、放弃抚养权或失踪等原因使得不能出具一方家长（或监护人）的课税证明时</li> </ul>	
③	<input type="checkbox"/>	未成年者监护人 <input type="checkbox"/> 个人的资料 因没有家长而通过法律手段授权了未成年者监护人的情况（如果授权了多名监护人，则需要全体监护人的资料） （如果监护人是法人或只授权其管理财产的情况，则应将其除外。）	
④	<input type="checkbox"/>	其收入实际上供养着该学生的日常生活（主要维持生计者）的一个人的资料 ・如果没有家长以及未成年者监护人的情况 ・虽然已经成年，但家里由其他人维持生计。	
⑤	<input type="checkbox"/>	学生本人 既没有家长也没有未成年者监护人以及主要生计维持人的情况 ・已经成人 ・虽未成年，但有足够被征收“道府县民税所得割或市町村民税所得割”的收入等情况	
(2)-2 因属于以下情况而无需提交课税证明等资料			
⑥	<input type="checkbox"/>	需要确认收入的是学生本人（既没有家长也没有未成年者监护人以及主要生计维持人的情况），但因属于未成年，其收入不足以被征收市町村民税的金额	
⑦	<input type="checkbox"/>	因家长、未成年者监护人、主要生计维持人、或学生本人在课税日期间均未在日本国内居住，所以未被征收市町村民税	

从①到⑦中选择适当的一项划勾

没有家长而授权未成年者监护人的情况，请填写授权人数。

提交的课税证明书所属的家长姓名以及和学生的关系。（在⑥或⑦项上划√者不需要填写）

しめい氏名	せいと ぞくから 生徒との続柄	しめい氏名	せいと ぞくから 生徒との続柄
番号 太郎	父	番号 花子	母

请填写所附课税证明书的纳税人姓名及其与学生的关系。

※ 由于收入金额的修改申报或更正等造成道府县民税所得割或市町村民税所得割的金额发生改变；发生离婚、配偶死亡等家长状况的改变等等情况可能会引起援助金额的变化，所以，请务必向学校汇报。

【3. 確認事項】

【3. 确认事项】

（对以下事项进行确认后，在□里划√表示已经理解并认同。）

对以下事项进行确认后，在□里划√表示已经理解并认同。

同意将“高等学校等就学支援金(こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん)”用以抵消学费，同时全权委托校方办理有关就学援助金的必要手续。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入)